

農用地利用集積等促進計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第１８条第１項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第７項の規定により次のとおり公告する。

令和７年３月７日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地		備 考
氏名又は名称	住 所	所 在	面 積 (平方メートル)	期間借地 (貸借期間)
株式会社ニシオカ	阿南市	阿南市那賀川町 芳崎７８番１ほか３筆	８，７５０	毎年３月１日から ８月３１日まで
株式会社情熱カンパニー	阿南市	阿南市那賀川町 芳崎７８番１ほか３筆	８，７５０	毎年９月１日から翌 年２月２８日（閏年 は２９日）まで